

教育委員会会議録

平成25年10月15日(火) 午後1時00分 開会

午後2時19分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

平石賢二委員長、豊島半七委員、笠松和永委員、岩月慎自委員、佐藤元英委員
野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

小椋雅教育次長、岡田信管理部長、笹尾幸夫学習教育部長、杉浦章司生涯学習監
杉浦慶一郎総合教育センター所長、溝口正己総務課長、永井勇一財務施設課長
八木亨教職員課長、伊藤良一福利課長、森繁雄生涯学習課長
竹下裕隆高等学校教育課長、稲垣寿義務教育課長、黒谷厚志特別支援教育課長
長谷川勢子健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長
鈴木裕教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長、稲垣直樹総務課主幹
安藤昌弘教職員課主幹、壁谷幹朗教職員課主幹、高田和明義務教育課主幹
山崎穂高体育スポーツ課主幹、稲葉均総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

平石委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

平石委員長が各委員に諮り、報告事項2 平成25年秋の叙勲候補者の内定について、報告事項3 平成25年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について及び報告事項4 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 平成25年9月定例県議会の概要について

溝口総務課長が、平成25年9月19日から10月11日までの会期で開催された定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 平成25年秋の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

- (3) 平成25年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (4) 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。
- (5) 第7回愛知県教育委員会教員表彰式の開催について
八木教職員課長が、第7回愛知県教育委員会教員表彰式の概要について報告。
平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(平石委員長)

受賞者の優れた取り組みが、より多くの学校の教育活動に反映されるとよいと思う。

教員表彰式についての情報は、ホームページによって公表しているとのことであるが、どの程度の情報が公表されているのか。

(八木教職員課長)

ホームページにおいては、会議資料のとおり主な受賞者の紹介及び受賞者名簿を掲載している。

なお、今後、それぞれの受賞者には、地域の研修会等において、その取り組み事例を紹介してもらうことにより、より多くの学校の教育活動に反映されるようにしていきたい。

- (6) 国家賠償請求事件について

八木教職員課長が、国家賠償請求事件の訴訟提起があったことについて報告。
平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(豊島委員)

原告の教員からの復職に係る申請について学校長が対応した当時に、県教育委員会へ相談があったのか。

(八木教職員課長)

その当時、県教育委員会へ相談があったのかどうかについては、把握していない。

- (7) 第68回国民体育大会愛知県選手団の成績について

大野体育スポーツ課長が、第68回国民体育大会本大会の概要及び本県選手団の成績について報告。

平石委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(笠松委員)

目標としていた総合2位には届かなかったものの、それぞれの選手は頑張ってくれたものと思う。また、今後も目標に向けて、頑張ってくれることと思う。

過去、総合順位で本県が2位以上の成績を収めたのは何回あるのか。
(大野体育スポーツ課長)

昭和25年の第5回大会、昭和29年の第9回大会及び昭和31年の第11回大会が2位となり、平成6年に本県で開催された第49回大会となる「わかしやち国体」では優勝しているため、計4回である。

7 議題及び議事の概要

なし

8 通信及び請願

なし

9 自由討議

平石委員長が、教育委員会制度の改革についての討議を提起。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(平石委員長)

現在、中央教育審議会で教育委員会制度の改革について審議されている。まだ結論には至っていないようだが、地方教育行政のあり方に大きな影響を与える極めて重要な事項である。

現時点での審議の状況はどうなっているのか。

(鈴木教育企画室長)

教育再生実行会議の提言を受けて、中央教育審議会の教育制度分科会において、見直しの方向性が審議されており、10月10日の分科会において審議経過報告(案)が示されたところである。

新しい制度については、「教育長を公立学校の管理等の教育行政の責任者とする」、「教育委員会は、責任者となる教育長の事務執行について、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保の役割を果たすとともに、チェックする」との条件の下に審議された。

審議経過報告(案)においては、A案とB案の2案が提示された。A案は首長を執行機関とした上で、首長が議会の同意を得て任命した教育長を「首長の補助機関」とし、教育委員会を「首長の附属機関」とするものであり、B案は首長が議会の同意を得て任命した教育長を「教育委員会の補助機関」とし、教育委員会を「性格を改めた執行機関」とするものである。

A案については、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保をいかに図るか、B案については、「性格を改めた執行機関」が現行制度のどう違うのかが分からないといった課題がそれぞれ指摘されている。

(笠松委員)

分科会の審議においては、A案、B案のいずれの案となったのか。

(鈴木教育企画室長)

A案が最も抜本的な改革案であるとしているが、A案を推す意見とB案を推す

意見のそれぞれに理由があり、それぞれ解決すべき課題がある。分科会の審議の中で、さらに議論を深めるべきとの意見もあり、意見集約には至っていない。
(豊島委員)

意見が集約されていないということだが、今後の意見集約に向けてのスケジュールはどのようになっているのか。また、本県として意見を述べる機会がまだあるということか。

(鈴木教育企画室長)

本日(10月15日)、中央教育審議会に2案併記の中間まとめ案が提出され、この中間まとめ案について、全国知事会や全国都道府県教育委員会連合会等の関係団体への意見聴取が行われることになっている。意見聴取の状況を踏まえて中央教育審議会教育制度分科会で引き続き審議を行い、12月中旬には最終答申が出され、平成26年の通常国会に関連の法律改正案が提出される見込みである。

今後、全国都道府県教育委員会連合会において、中央教育審議会の中間まとめに対する意見書を作成するにあたり、すべての都道府県教育委員会へ意見照会があるので、そこで本県の意見を反映させていくことはできるものと考えている。

(岩月委員)

その時々によって、教育方針が変わるということはあってはならない。A案、B案のいずれであっても、教育の政治的中立性と継続性・安定性をしっかり確保することが必要である。そのような点において現行の制度は重要な機能を果たしてきた。20年後、30年後を見据えて、教育の政治的中立性と継続性・安定性がしっかり確保されるよう、本県としても様々な機会をとらえて求めていかなくてはならない。

(佐藤委員)

どのような制度であっても、ある一定期間を経たところで、見直すべきは見直すという検証の作業が必要である。そのような観点から、現在、教育委員会制度の改革について検討されていることについては評価できる。しかしながら、県教育委員会、政令都市教育委員会、中核市教育委員会、その他市町村教育委員会それぞれに役割があると思うが、それらすべてを一括りにして議論していることには疑問を感じる。

首長における政治的課題が教育に反映されることはあってよいと思うが、教育とは長い期間を見据えて考えられるべきものであり、その時々によって方向が大きくぶれるような組織運営であってはならない。

(豊島委員)

以前から国における議論を注視してきたが、県と市町村が一括りに議論されていることには問題があると思う。

教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保していくためには、A案、B案のいずれであっても、教育長を選ぶことが非常に重要なこととなる。そのような点については議論が深まっていないようであり、制度が確立された後に問題が生じないか心配である。

首長の状況によっては、県と市町村が、それぞれ全く別の方向へ向けて動き出

すことにもなりかねない。

(野村教育長)

A案、B案のいずれであっても、運営によっては選挙によって選ばれる首長の影響が強くなる可能性が考えられ、どのように教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保していくのかが今後の検討課題である。この点については、本県としても、全国都道府県教育委員会連合会等の様々な場において意見を出していきたいと考えている。

(佐藤委員)

学校現場を管理統制する仕組みばかりを整えても、現場が自ら判断して決定できる仕組みを構築していかないと、生きた組織にはならず、問題の発生を繰り返すことになると思う。管理統制の仕組みばかりが議論されていることには疑問を感じている

(豊島委員)

子どもを中心に考えて、しっかり子どもたちをフォローできる組織づくりを考えていかななくてはならない。

(野村教育長)

日々、教育に関する様々な課題への対応が求められており、それらへの対応には予算を必要とするものが多い。教育の予算に関する首長と教育委員会の関係については、現在のところ、あまり議論がされていないが、今後、このような点についても議論をしていくべきと考えている。

(平石委員長)

新しい制度においては、委員長というものがなくなることが予想される。現在の制度についてよく指摘される「責任の所在があいまいである」等の問題は確かにあったかもしれないが、委員長と教育長とが並び立つ制度によって得られていたものもあったのではないかと感じている。委員長がなくなることによって、今まで以上に教育委員の役割が形骸化しないよう気を付けなければ、チェック機能がもっと弱くなることも考えられる。教育委員によるチェック機能が有効に働くような制度をつくらなければならない。

この改革については、これからも検討をしていかななくてはならないものである。本県教育委員会においても、今後とも検討、議論をしていきたい。

10 委員長選挙

平成25年10月17日に任期満了となることに伴う委員長選挙が実施された。

平石委員長が、出席委員数6名を確認後、愛知県教育委員会会議規則第2条に基づき、単記無記名投票による選挙が行われ、有効投票の最多数を得た豊島委員が、平成25年10月18日からの委員長に選任された。

選挙結果

有効投票 6票 無効投票 なし

得票数 豊島委員 6票

なお、開票に先立って、平石委員長が各委員に諮り、開票立会人に佐藤委員が選任

された。

11 委員長職務代理者選挙

豊島委員が、次期委員長に選任されたことに伴い委員長職務代理者選挙が実施された。

平石委員長が、出席委員数6名を確認後、愛知県教育委員会会議規則第3条に基づき、単記無記名投票による選挙が行われ、有効投票の最多数を得た岩月委員が、平成25年10月18日からの委員長職務代理者に選任された。

選挙結果

有効投票 6票 無効投票 なし

得票数 岩月委員 6票

なお、開票に先立って、平石委員長が各委員に諮り、開票立会人に佐藤委員が選任された。

12 その他

- (1) 池田宏之氏から、「中学校公民教科書における『我国の領土・領海等』に係わる記述について、教育委員に点検を求める陳情」及び「中学校の歴史教育で『聖徳太子の対隋対等外交』をきちんと教えることを求める陳情」について、口頭陳情したい旨の申し出があり、平石委員長が、会議の冒頭、5分以内に限り口頭陳情することを許可した。
- (2) 井上寛康氏から、「小中学校用教科書を採択する仕組みの改善を求める陳情」について、口頭陳情したい旨の申し出があり、平石委員長が、会議の冒頭、5分以内に限り口頭陳情することを許可した。
- (3) 委員長に選任された豊島委員及び委員長職務代理者に選任された岩月委員から選挙後にあいさつがあった。
- (4) 10月20日付けで委員を退任する平石委員長から退任のあいさつがあった。
- (5) 傍聴人 3名